

令和8年 第3回 定例会

報告 議案 参考資料

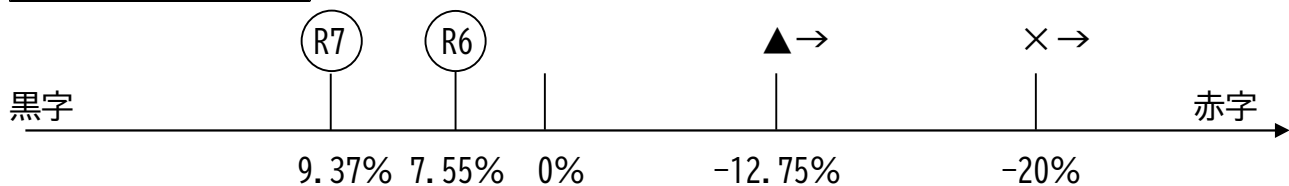
報告第13号

令和7年度いなべ市健全化判断比率（4指標）について

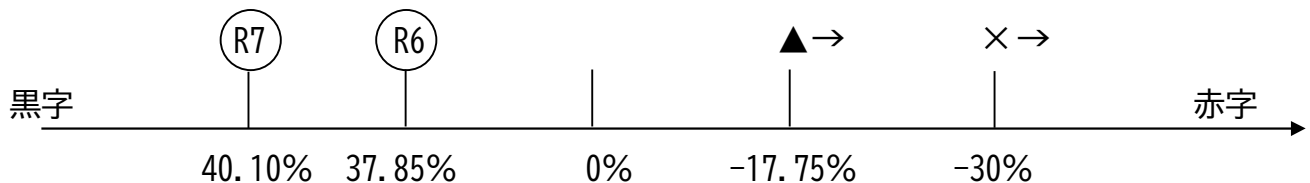
令和7年度決算については、4指標をクリアしています。

- × 財政再生基準（レッドカード） 1つでも該当すると国の管理下で再生へ
 ▲ 早期健全化基準（イエローカード） 1つでも該当すると外部監査を受け健全化へ
 (R7) いなべ市のR7年度決算数値 (R6) いなべ市のR6年度決算数値

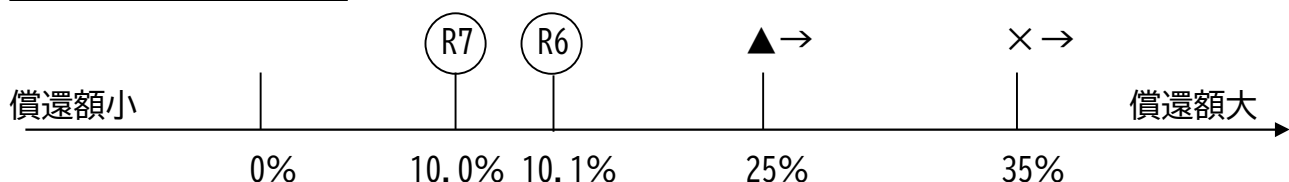
実質赤字比率 報告数値「－」



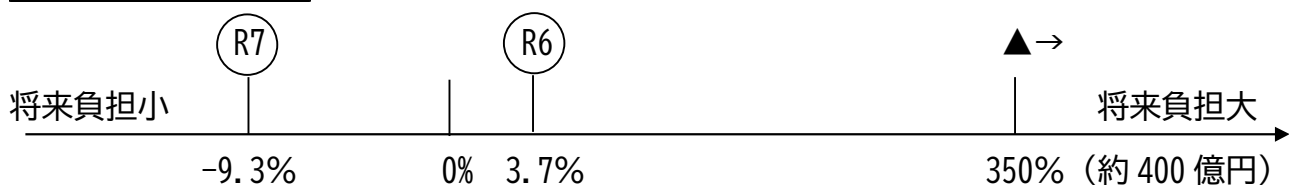
連結実質赤字比率 報告数値「－」



実質公債費比率 報告数値「10.0%」



将来負担比率 報告数値「－」



【実質赤字比率と連結実質赤字比率で用いる標準財政規模】

標準財政規模＝標準税収入額等＋普通交付税額＋臨時財政対策債発行可能額

R6：151億円 → R7：154億円

【実質公債費比率と将来負担比率で用いる標準財政規模*】

標準財政規模*＝標準税収入額等＋普通交付税額＋臨時財政対策債発行可能額－公債費等交付税算入分

R6：125億円 → R7：129億円

令和7年度決算において、財政再生基準（レッドカード）はもちろんのこと、早期健全化基準（イエローカード）もクリアすることができました。今後も4指標の動向を慎重に見守りながら健全な財政運営に努めます。

実質赤字比率 = (普通会計の) 実質赤字額 / 標準財政規模 (0円 / 154億円)

結果…実質赤字比率は「－」であり、実質黒字比率相当は9.37%で黒字である。

「実質赤字」とは、歳入不足で翌年度歳入を繰上充用したり、支払いを翌年度に繰延べ・事業を繰延べたりした額であり、基金取崩等に対応できなくなった財政面での非常事態を示しています。実質単年度収支がマイナスになる状態が続き基金が尽きると発生します。なお、実質黒字比率という指標はありませんが、実質収支（プラス）の標準財政規模に対する比率は9.37%です。黒字額は、前年度と比べて3億円増の14億円です。

連結実質赤字比率 = (全会計の) 実質赤字額 / 標準財政規模 (0円 / 154億円)

結果…連結実質赤字比率は「－」であり、連結実質黒字比率相当は40.10%で黒字である。

実質赤字比率では大規模の公営事業等会計の赤字が含まれないという反省で設けられた指標です。なお、連結実質黒字比率という指標はありませんが、同様に相当する実質収支（プラス）を連結した比率は40.10%です。黒字額は、前年度と比べて5億円増の62億円あり、比率は前年度と比べて上昇しています。

実質公債費比率 = 元利償還金 / 標準財政規模* (13億円 / 129億円) の3か年平均

結果…実質公債費比率は10.0%であり、健全である。

実質的に交付税で補填される合併特例債等の償還金は元利償還金から除かれます（交付税控除額は26億円）。一方、企業会計や広域連合の元利償還金に充てられた一般会計からの繰出金、負担金・補助金は元利償還金に含まれます。

単年度の比率は0.3ポイント上昇し、3か年平均は0.1ポイント下降しました。

将来負担比率 = 将来負担額 / 標準財政規模* (0円 / 129億円)

結果…将来負担比率は「－」であり、健全である。

将来負担額は主に地方債残高、債務負担行為による支出予定額、企業会計や広域連合等の元利償還に対する一般会計からの繰出金・負担金見込額など将来に発生する負担の総計額です。

ただし、財政調整基金、市債管理基金など充当することのできる基金、特定財源、基準財政需要額への算入見込額などは将来負担額から控除します（交付税控除額は311億円）。

将来負担額は、地方債の償還が進んだため前年度と比べて10億円減となりました。

報告第18号

専決処分の報告について

(いなべ市消防団大安東分団詰所新築工事の請負契約を変更する契約の締結)

変更となる金額が契約金額の10分の2以内であり、3,000万円を超えないため、議会において市長の専決処分事項に指定されている事項に該当することから令和8年8月3日に専決処分を行いました。

市長の専決処分事項の指定について（抜粋）

議会の議決を経た契約又は財産の取得若しくは処分に関し、その金額又は面積の10分の2以内（金額については、その10分の2に相当する額が、3,000万円以内である場合に限る。）の変更をすること。

1 変更金額内訳

	変更前契約額	変更額分	変更後契約額
工事価格等	228,675,000 円	2,098,000 円	230,773,000 円
消費税相当額	22,867,500 円	209,800 円	23,077,300 円
請負工事費等	251,542,500 円	2,307,800 円	253,850,300 円

2 工事請負契約を変更する契約の概要

駐車場の区画線工事及びフェンス設置に伴う市道の舗装工事の追加等するため、専決処分により、変更契約を締結したものです。

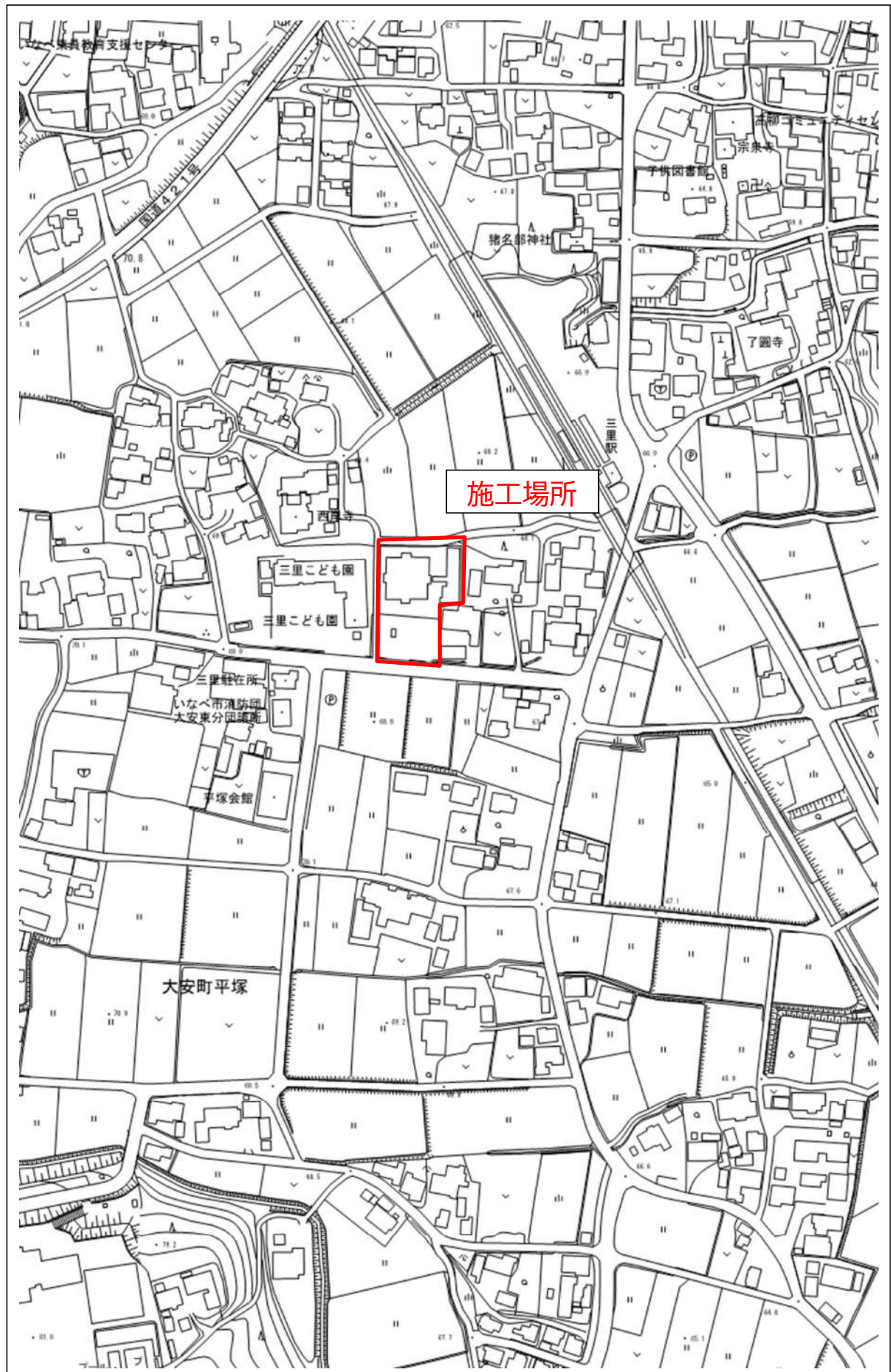
外構工事

ア 駐車場の区画線工事の追加

イ フェンス設置に伴う市道の舗装工事の追加

ウ 隣接宅地境界に設置したL型擁壁工事の精査による増額

位置図



報告第19号

専決処分の報告について

(いなべ市消防団藤原地区詰所新築工事の請負契約を変更する契約の締結)

変更となる金額が契約金額の10分の2以内であり、3,000万円を超えないため、議会において市長の専決処分事項に指定されている事項に該当することから令和8年8月6日に専決処分を行いました。

市長の専決処分事項の指定について（抜粋）

議会の議決を経た契約又は財産の取得若しくは処分に関し、その金額又は面積の10分の2以内（金額については、その10分の2に相当する額が、3,000万円以内である場合に限る。）の変更をすること。

1 変更金額内訳

	変更前契約額	変更額	変更後契約額
工事価格等	501,444,000 円	7,482,000 円	508,926,000 円
消費税相当額	50,144,400 円	748,200 円	50,892,600 円
請負工事費等	551,588,400 円	8,230,200 円	559,818,600 円

2 工事請負契約を変更する契約の概要

駐車場の舗装工事、避難所環境向上及び詰所機能向上のための設備の追加並びに舗装工事の材料価格の高騰による設計単価の見直しのため、専決処分により変更契約を締結したものです。

(1) 駐車場の舗装工事の追加による増額

(2) 避難所環境向上のための設備設置

ア ロールスクリーン設置による増額

イ TVアンテナ設置による増額

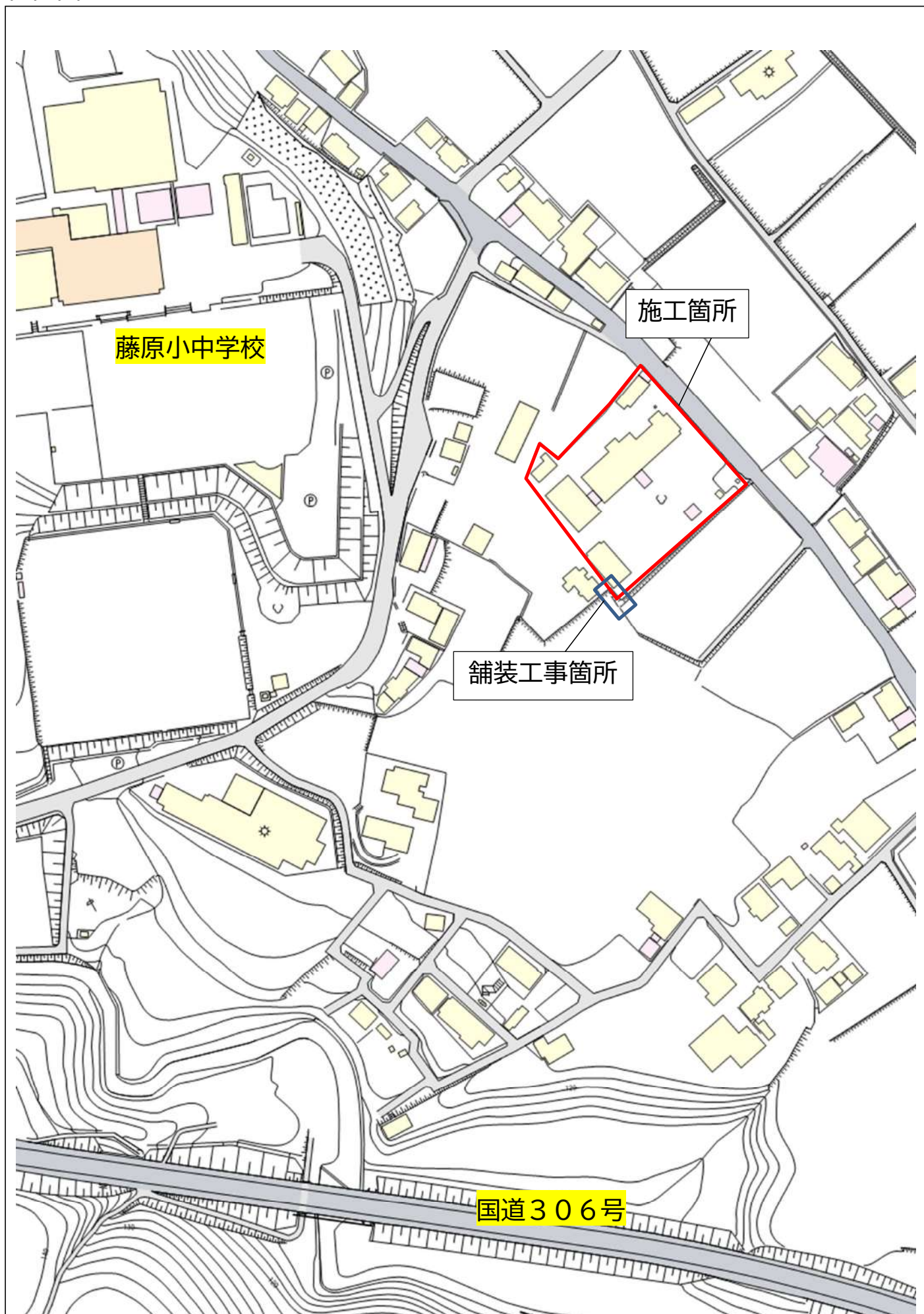
(3) 詰所機能向上のための設備設置

ア 無線機充電BOX設置による増額

イ 資器材保管用棚設置による増額

(4) 舗装工事の材料価格の高騰による設計単価の見直しによる増額

位置図



報告第20号

専決処分の報告について

(いなべ市藤原文化センター大規模改修工事の請負契約を変更する契約の締結)

変更となる金額が契約金額の10分の2以内であり、3,000万円を超えないため、議会において市長の専決処分事項に指定されている事項に該当することから、令和8年8月10日に専決処分を行いました。

市長の専決処分事項の指定について（抜粋）

議会の議決を経た契約又は財産の取得若しくは処分に関し、その金額又は面積の10分の2以内（金額について、その10分の2に相当する額が3,000万円以内である場合に限る。）の変更をすること。

1 変更金額内訳

	当初契約額	変更額	変更後契約額
工事価格等	704,700,000 円	12,965,000 円	717,665,000 円
消費税相当額	70,470,000 円	1,296,500 円	71,766,500 円
請負工事費等	775,170,000 円	14,261,500 円	789,431,500 円

2 工事請負契約を変更する契約の概要

本契約変更は、空調設備、館内天井及び壁面の補修工事並びに消防用設備設置工事の追加と工事費の精査を行うため、専決処分により、工事請負費を変更したものです。

(1) 空調設備の補修工事

ア 市民ホール天井ダクト補修による増額

イ 1・2階ロビー廻りダクト補修による増額

(2) 館内天井及び壁面の補修工事

ア 1・2階ホール天井吹出し再取付による増額

イ ロビー1階下り壁撤去復旧による増額

(3) 消防用設備の設置工事

ア 館内緊急放送用スピーカーの設置による増額

イ トイレ内火災報知器の設置による増額

ウ 館内誘導灯の設置による増額

諮問第2号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

氏 名 小森 久人（こもり ひさと）

住 所 [REDACTED]

生年月日 [REDACTED]

任 期 令和9年1月1日 ～ 令和11年12月31日

職 歴 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

そ の 他 平成30年1月 人権擁護委員（3期目）

以上

諮問第3号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

氏 名 一木 尚子（いちき なおこ）

住 所 [REDACTED]

生年月日 [REDACTED]

任 期 令和9年1月1日 ～ 令和11年12月31日

職 歴 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

そ の 他 平成26年10月 人権擁護委員（4期目）

以上

「人権擁護委員の職務について」

人権擁護委員は、「人権擁護委員法」に基づいて、法務大臣から委嘱され、その職務を行っています。

この制度は、様々な分野の人たちが、地域の中で人権思想を広め、人権が侵害されないように配慮して、人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたもので、人権擁護委員の活動は主に次の3つです。

- (1) 人権相談に応じる。
- (2) 人権侵害による被害者を救済するための活動をする。
- (3) 国民一人ひとりの人権意識を高めるため、様々な人権啓発活動を行う。

○その具体的な活動としては、以下のとおりです。

(1) 人権相談所

①常設相談所 津地方法務局及び桑名支局内において毎日、県内の人権擁護委員が交代で様々な相談に応じています。

- ①みんなの人権110番（電話での相談）
- ②子どもの人権110番（電話での相談）
- ③女性の人権ホットライン（電話での相談）
- ④子どもの人権SOSミニレター（手紙での相談）

②特設相談所 いなべ市内の公共施設において毎月1回、いなべ市人権擁護委員が交代で様々な相談に応じています。

(2) 人権侵害による被害者の救済

「人権を侵害された」という被害者からの申告を受けた場合、法務局の職員と協力して、情報の収集、調査、処理に当たります。

また、調査途中に当事者の主張や利害を調整し、円満な解決を図ることも行います。

(3) 人権啓発活動

- ①街頭啓発（人権週間に合わせ市内各所で実施）
- ②人権の花運動（人権擁護委員が地元の小学校と協力し、子どもたちが花を育てることを通じて、「いのちの大切さ」や「相手への思いやり」という人権尊重の意識をはぐくむ活動）
- ③人権教室（学校訪問や学習の時間などの機会に、冊子・ビデオなどを使用して思いやりの大切さを伝える活動）
- ④人権作文コンテスト（中学生を対象に、作文を書くことを通じて人権尊重の必要性、豊かな人権感覚を身に付けることを目的として実施）

議案第47号

いなべ市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和8年総務省令第86号）

令和7年の地方分権改革に係る提案募集において、個人情報保護のため、認可地縁団体の認可等に係る告示において代表者の住所を告示することの見直しを求める提案があったことを踏まえ、地方自治法施行規則が改正されました。

【改正内容】

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定による市町村が行う認可地縁団体の認可等に係る告示について、代表者等の住所を告示することを廃止する。
- (2) 地方自治法施行規則第18条の3第1項に規定する認可地縁団体台帳の写しについては、代表者等の住所を非表示とすることを原則としつつ、第三者への対抗力を確保する観点から、代表者等本人からの申し出がある場合に、その住所を表示して交付する。

2 地方自治法施行規則が一部改正されたことによる改正

地方自治法施行規則が一部改正されたことに伴い、市の条例において引用する条項の改正が必要となったものです。

【改正内容】

改正前	改正後	内容
省令第21条第2項	省令第18条の3第1項	地縁団体登録台帳の作成に関する規定
省令第19条第1項第1号ト	省令第18条の3第1項第7号	代表者の代理人に関する規定

3 施行期日

令和8年10月1日

議案第48号

いなべ市部設置条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正理由

健康こども部が所管する保健衛生に関する事務及び健康推進に関する事務を令和9年4月から福祉部に移管し、福祉部を健康福祉部に健康こども部をこども未来部に名称変更するため、いなべ市部設置条例の一部を改正します。

2 改正内容

改正前		改正後	
福祉部	(1) 地域福祉に関すること。	健康福祉部	(1) 地域福祉に関すること。
	(2) 生活保護に関すること。		(2) 生活保護に関すること。
	(3) 高齢者福祉に関すること。		(3) 高齢者福祉に関すること。
	(4) 障害者福祉に関すること。		(4) 障害者福祉に関すること。
	(5) 介護保険に関すること。		(5) 介護保険に関すること。
	(6) 人権啓発に関すること。		(6) 人権啓発に関すること。
健康こども部	(1) 児童福祉に関すること。	こども未来部	(1) 児童福祉に関すること。
	(2) 子育て支援に関すること。		(2) 子育て支援に関すること。
	(3) 保健衛生に関すること。		(3) 母子保健に関すること。
	(4) 健康推進に関すること。		(4) 発達支援に関すること。
	(5) 発達支援に関すること。		

保健衛生のうち、成人健康診査・生活習慣病予防等の成人保健は健康福祉部へ移管し、妊産婦検診・乳幼児健診等の母子保健はこども未来部に残します。

3 施行期日

令和9年4月1日

議案第50号

いなべ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律が一部改正されたことによる改正

廃棄物の処理及び清掃に関する法律が一部改正されたことに伴い、市の条例において引用する条項に繰り下げが生じたため改正が必要となったものです。

【改正内容】

改正前	改正後	内容
—	法第6条の2第3項	特別管理一般廃棄物であるものを除く非常災害廃棄物の再々委託に関する事項（追加）
—	法第6条の2第5項	特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物の再々委託に関する事項（追加）
法第6条の2第5項	法第6条の2第7項	多量の一般廃棄物の処理に関する事項（繰下げ）

※ 特別管理一般廃棄物とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものをいいます。

特別管理一般廃棄物の一覧

主な分類	概要
P C B使用部品	廃エアコン、廃テレビ、廃電子レンジに含まれるP C Bを使用する部品
廃水銀	水銀使用製品が一般廃棄物となったものから回収した廃水銀
ばいじん	ごみ処理施設の集じん施設で生じたばいじん
ばいじん、燃え殻、汚泥	ダイオキシン特措法の特定施設である廃棄物焼却炉から生じたもので、ダイオキシン類を3 ng/gを超えて含有するもの
感染性一般廃棄物	医療機関等から排出される一般廃棄物であって、感染症病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの

2 施行期日 公布の日

災害廃棄物処理の再々委託の規定整備（新設）

要綱第1-2(3)

- 市町村から非常災害廃棄物の処理の委託を受けた者（非常災害廃棄物処理受託者）が、当該処理を他人（非常災害廃棄物処理再受託者）に再委託すること及び非常災害廃棄物処理再受託者が当該処理を他人に再々委託することができるものとする。（第6条の2関係）

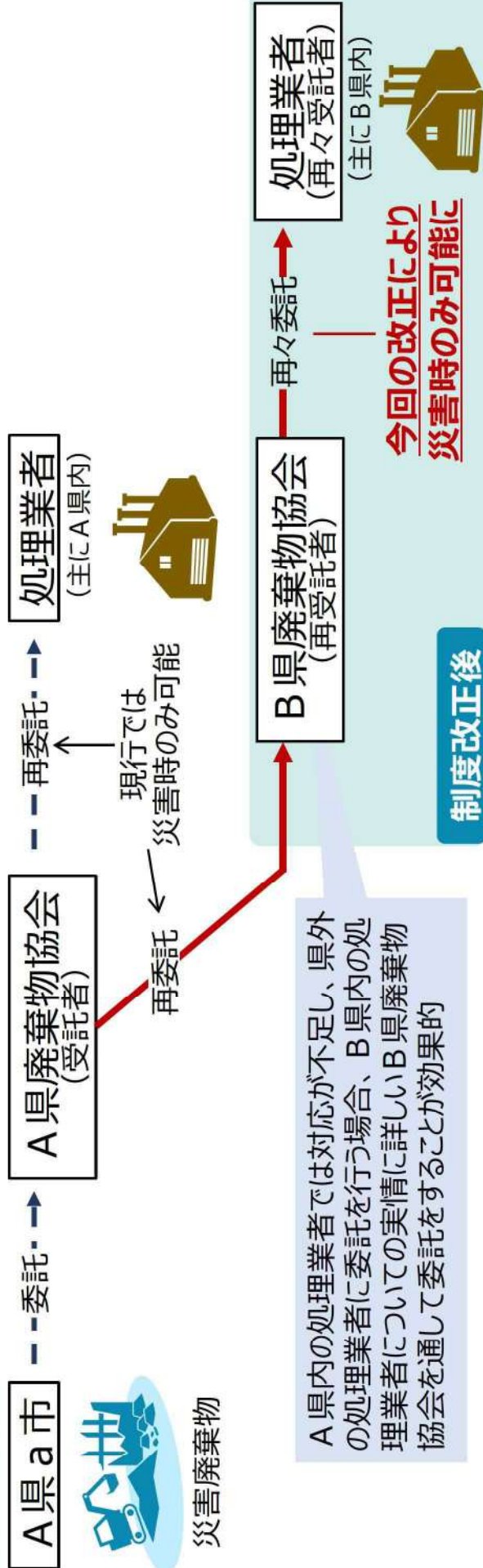


現行制度では災害廃棄物の処理の再委託が可能であるものを、再々委託まで可能とし、効率的な災害廃棄物の処理を可能とする。

災害時の委託の流れ

※廃棄物処理法では、廃棄物の処理責任の所在を不明確にし、不適正な処理を誘発するため再委託を厳しく制限している。

現行制度



議案第51号

いなべ市オレンジ工房あげき条例の一部を改正する条例の制定について

1 いなべ市オレンジ工房あげき条例で行う事業の内容変更

いなべ市オレンジ工房あげきで行う事業のうち、短期入所を廃止し、生活介護の定員を30人から36人に変更します。

【生活介護利用者の推移】

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
26人	28人	28人	30人	29人	30人
令和9年度(予定)		令和10年度(予定)			
31人		32人			

【現在、短期入所を利用している方について】

いなべ市オレンジ工房あげきの短期入所の機能は、いなべ市社会福祉協議会が近隣に設置したグループホーム・おれんじに移します。現在の利用者は、今までと同様に短期入所を利用できます。

2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が一部改正されたことによる改正

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が一部改正されたことに伴い、市の条例において引用する条項に繰り下げが生じたため改正が必要です。

【改正内容】

改正前	改正後	内容
—	法第5条第13項	就労選択支援の定義を定める事項 (追加)
法第5条第13項	法第5条第14項	就労移行支援の定義を定める事項 (繰下げ)
法第5条第14項	法第5条第15項	就労継続支援の定義を定める事項 (繰下げ)

3 施行期日

令和8年10月1日

2-① 就労アセスメントの手法を活用した支援の制度化等

現状・課題

- これまで障害者雇用施策と障害福祉施策に基づき就労支援を進めている。※民間企業に約60万人、就労系障害福祉サービス事業所に約40万人が就労
- 障害者の就労能力や適性等については、現在も就労系障害福祉サービスの利用を開始する段階で把握しているが、それらを踏まえた働き方や就労先の選択には結びついていない面や、必ずしも質が担保されていない面がある。
- 就労を希望する障害者のニーズや社会経済状況が多様化している中で、障害者が働きやすい社会を実現するため、一人一人の障害者本人の希望や能力に沿った、よりきめ細かい支援を提供することが求められている。

見直し内容

○ 就労選択支援の創設（イメージは下図）

- ・ 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス（就労選択支援）を創設する（障害者総合支援法）。
- ・ ハローワークはこの支援を受けた者に対して、アセスメント結果を参考に職業指導等を実施するものとする（障害者雇用促進法）。

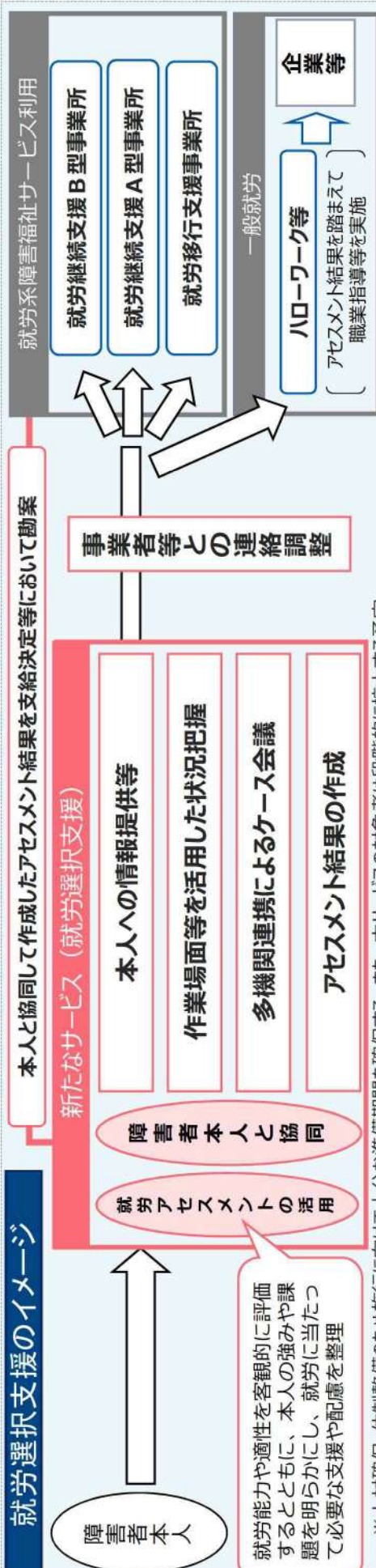
○ 就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用

- ・ 企業等での働き始めに勤務時間を段階的に増やしていく場合や、休職から復職を目指す場合（※）に、その障害者が一般就労中であっても、就労系障害福祉サービスを一時的に利用できることを法令上位置づける（障害者総合支援法）。（※）省令で規定

○ 雇用と福祉の連携強化

- ・ 一般就労への移行・定着支援をより一層推進するため、市町村や障害福祉サービス事業者等の連携先として、障害者就業・生活支援センターを明示的に規定する（障害者総合支援法）。

就労選択支援のイメージ



※人材確保・体制整備のため施行に向けて十分な準備期間を確保する。また、本サービスの対象者は段階的に拡大する予定。

議案第52号

いなべ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及びいなべ市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法（令和6年法律第69号））の成立に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）の基準府令が改正されたため、次の2つの条例を改正します。

- ① いなべ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ② いなべ市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

【両条例の主な改正内容】（①第13条、②第13条の2の新設）

（1）児童対象性暴力等を防止する措置の実施

（2）児童等対象業務従事者の犯罪事実確認の実施

「犯罪事実確認」とは、こども家庭庁のこども性暴力防止法関連システムを用い、児童等対象業務従事者の特定性犯罪前科の有無を確認する措置

【制度の対象】

制度の対象には「義務対象」と「認定対象」があり、今回の改正は義務対象の家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業に関するものです。認定対象は、事業者が申請を行い、国の認定を受けるものです。

法律の対象は？

学校(幼稚園、小中高など)や認可保育所などは、公立・私立を問わず全ての施設や事業者が対象となります。
放課後児童クラブや学習塾といった事業者は、こども家庭庁に申請し、認定を受けた場合に法律の対象となります。

義務対象 ・学校 ・認可保育所 ・認定こども園 ・児童養護施設 ・障害児施設 など 認定対象 ・認可外保育施設 ・放課後児童クラブ ・学習塾 ・スポーツクラブ など	認定を受けた事業者は こども家庭庁がウェブサイトを通じて公表 認定事業者マークを表示可能
--	--

出典：こども家庭庁

【市への影響】

現在市内には家庭的保育事業所等はありません。

乳児等通園支援事業については、市がふじわらこども園で実施しており、条例に基づき適切な防止措置を実施します。

2 施行期日

令和8年12月25日（こども性暴力防止法の施行日）

【参考】こども性暴力防止法の概要

(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号))

制度趣旨

児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、**従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務付ける。**

制度対象

事業者が行う各事業・業務が、児童等との関係で、**①支配性、②継続性、③閉鎖性**を有するか否かの観点から、対象事業・業務を規定。

対象事業者

学校設置者等(第2条第3項)

学校、児童福祉施設等、本法に定める措置を義務として実施すべき事業者

民間教育保育等事業者(第2条第5項)

学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等、国の認定を受けて本法に定める措置を実施する事業者

対象業務

学校設置者等における教員等(第2条第4項)

教諭、保育士等

民間教育保育等事業者における教育保育等従事者(第2条第6項)

塾講師、放課後児童支援員等

対象事業者に求められる措置等

安全確保措置

1 日頃から請うべき措置

- ・ 脱衣規律等のルール作り、環境整備、保護者・児童等への周知・啓発(ガイドライン事項)
- ・ 性暴力等のおそれの早期把握のための児童等との面談等(第5条第1項等)
- ・ 児童等が相談をしやすいやそくするための措置(相談体制等)(第5条第2項等)
- ・ 研修(第8条等)

2 被害が疑われる場合の対応

- ・ 調査(第7条第1項等)
- ・ 被害児童等の保護・支援(第7条第2項等)

4 児童対象性暴力等の防止のための措置

- ・ ①～③を踏まえ、従事者による児童対象性暴力等が行われる「おそれあり」と認められる場合、**児童対象性暴力等の防止のための措置(教育・保育等の業務に従事させないなど)**を講じなければならない。

※ 特定性犯罪前科ありの場合、「おそれあり」との判断の下で、防止措置を実施。詳細はガイドラインで示す予定。

情報管理措置

再犯防止対策

- 3 特定性犯罪前科の**有無の確認**
 - ・ 児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要
 - － 学校設置者等の現職者
 - ➡ 施行から3年以内(第4条第3項)
 - － 民間教育保育等事業者の従事者
 - ➡ 認定等から1年以内(第26条第3項)
 - ・ 確認を行った従事者は、その後5年ごとに確認(第4条第4項等)

防止措置

特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置

- ・ 犯罪事実確認記録等の適正な管理(第11条、第14条等)
- ・ 犯罪事実確認記録等の利用目的の制限及び第三者提供の禁止(第12条等)
- ・ 犯罪事実確認書に記載情報の漏えい等の報告(第13条等)
- ・ 犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去(第38条)
- ・ 情報の秘密保持義務(第39条)

指導・監督

安全確保措置・情報管理措置の実施状況については、国・所轄庁が指導・監督を実施(定期報告、報告徴収及び立入検査、命令、認定等の取消、公表等)。

施行期日：令和8年12月25日を予定(公布の日(令和6年6月26日)から起算して2年6月を超えない範囲において政令で定める日)

議案第53号

工事請負契約の締結について
(産業振興支援施設設計等及び新築工事)

相手方 大宗建設・日新設計特定建設工事共同企業体
代 表 者 大宗建設株式会社
代表取締役 佐野 行廣
所 在 地 三重県四日市市相生町1番1号

工事内容の概要

敷地面積 約 1,700 m²
整備用途 事務所
延床面積 約 1,200 m²
主要構造 鉄骨造
階 数 地上2階建

共同企業体の構成員

代表者

名 称	大宗建設株式会社
代表取締役	佐野 行廣
所 在 地	三重県四日市市相生町 1 番 1 号
資 本 金	100,000,000 円
従 業 員 数	39 人
出 資 割 合	94.48%

構成員 名 称	日新設計株式会社
代表取締役	出口 基樹
所 在 地	三重県津市西古河町 20 番 18 号
資 本 金	10,000,000 円
従 業 員 数	7 人
出 資 割 合	5.52%

設計等及び工事の実績

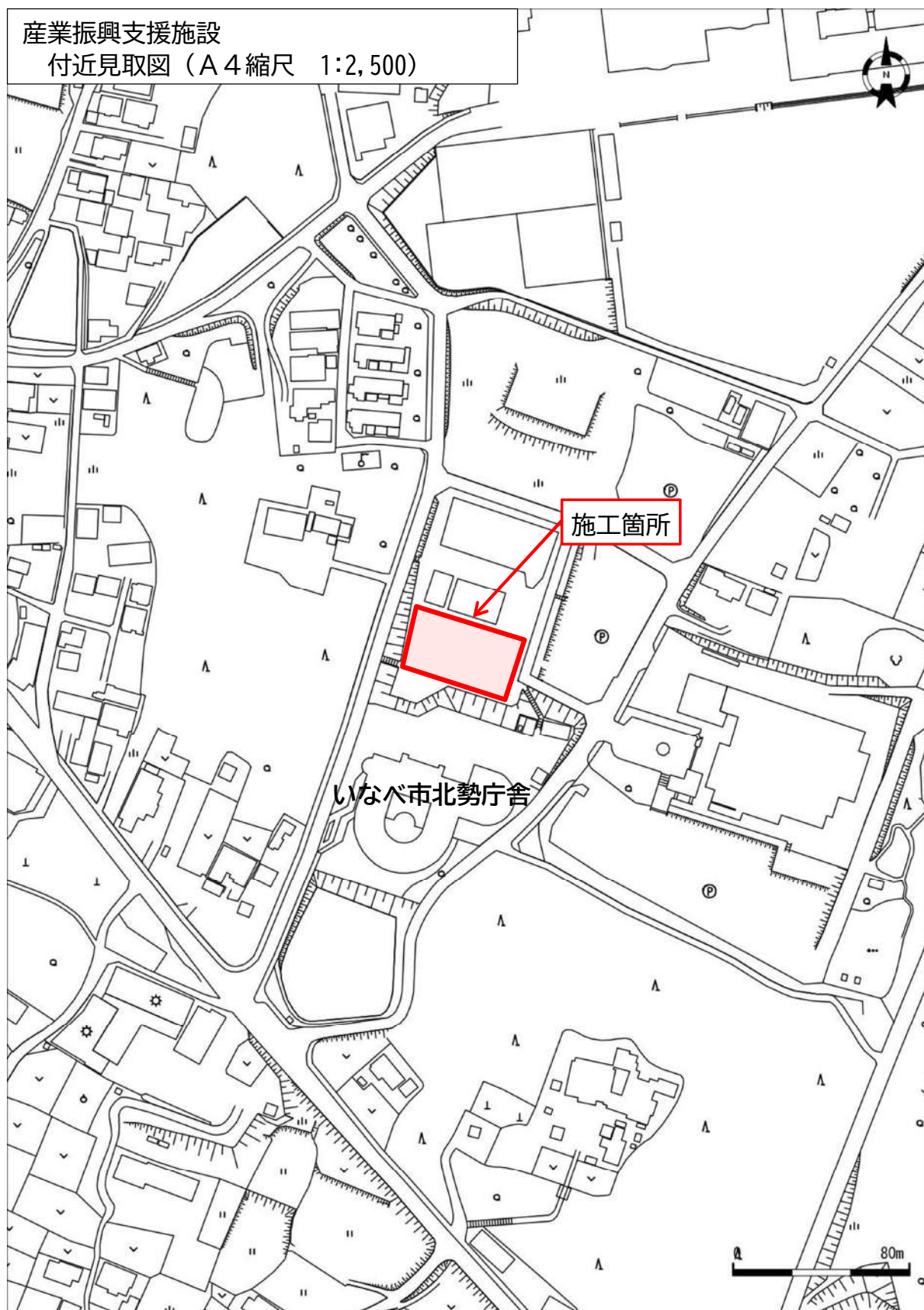
設計（構成員）

平成 29 年度 （仮称）株式会社誠文社鈴鹿工場新築工事設計・監理業務
用途 工場（事務所含む）
契約金額 29,160 千円 単独
その他 敷地面積 9,426.96 m²、鉄骨造 2 階、延床面積 4,376.04 m²（内
事務所 1486.9 m²）

施工（代表者）

令和 3 年度 三重機械鐵工株式会社総合事務所新築工事
用途 事務所
請負金額 804,100 千円 単独
その他 敷地面積 2,835.61 m²、鉄骨造 3 階、延床面積 2,964.15 m²

位置図



議案第55号

令和8年度いなべ市一般会計補正予算（第5号）

9月補正予算の主な内容は、生活保護事業や重層的支援体制整備事業交付金などの過年度返還金、人事異動などに伴う職員人件費の増減と下記のとおりです。

記

- | | （補正額） | 予算書 |
|--|----------|-----|
| 1 自治体 DX 推進事業（情報課）
（基幹システム標準化移行業務（子育て・手当関係））
児童手当、児童扶養手当及び子ども子育て支援の3業務をガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへ移行します。令和9年11月の稼働を目指し、住民の利便性向上と行政運営の効率化を図ります。国のデジタル基盤改革支援補助金を活用します。 | 3,604 千円 | P23 |
| 2 市民税賦課事業（市民税課）
（課税ファイリング eLTAX 5 期更改対応業務委託事業）
地方税ポータルシステム（e L T A X）の第5期更改に対応するため、課税資料データを課税ファイリングシステムへ取り込めるよう改修し、事務の効率化と人的ミスの防止を図ります。 | 1,320 千円 | P25 |
| 3 戸籍住民基本台帳事業（市民課）
（住民記録システム改修事業）
住民基本台帳法の一部が改正されたことに伴い、戸籍に登録された「氏名の振り仮名」を住民基本台帳に記載する必要があるため、住民記録システムを改修します。国の社会保障・税番号制度システム整備費補助金を活用します。 | 495 千円 | P25 |
| 4 戸籍住民基本台帳事業（市民課）
（戸籍附票システム改修事業）
住民基本台帳法施行令の一部が改正されたことに伴い、「旧氏（きゅううじ）」及び「旧氏の振り仮名」を戸籍の附票に記載する必要があるため、戸籍附票システムを改修します。国の社会保障・税番号制度システム整備費補助金を活用します。 | 1,958 千円 | P25 |
| 5 障害者自立支援福祉サービス事業（障がい福祉課）
（過年度障害児通所給付費返還事業）
障害児通所給付費の利用者負担上限額の算定において、年少扶養控除の適用漏れが判明したため、平成28年度から令和7年度までの10年間に過大徴収した利用者負担額を返還します。 | 2,483 千円 | P29 |

- 6 みえ子ども・子育て応援総合補助金事業（保育）（保育課） 3,900 千円 P31
（自然保育推進事業）
自然保育について、市内全てのこども園を対象として自然を活用した保育環境の充実を図ります。県のみえ子ども・子育て応援総合補助金を活用します。
- 7 ごみ収集事業（環境衛生課） 14,736 千円 P33
（市指定ごみ袋作成業務）
市指定ごみ袋について、中東情勢の混乱に伴うナフサ価格の高騰を受け、本来必要な数量を作成出来なかったこと、ナフサの供給不安を背景に販売数量が大幅に増加していることから、必要な在庫を確保するため、増額補正します。
- 8 農業基盤整備事業（単独）（農林整備課） 6,475 千円 P35
（農業基盤整備事業（単独））
老朽化により機能不全が生じている農業用施設のうち、緊急性の高い箇所について、市単独事業による川原用水路改修工事及び奥村地区舗装復旧工事を行うほか、地元が施工する工事への原材料支給及び工事費の補助を行います。
- 9 農業用施設防災事業（農林整備課） 10,000 千円 P35
（緊急自然災害防止対策事業）
北勢町地内の向平北 133 号農道路肩補修工事、員弁町地内の市之原暗渠配水管修繕工事、大安町地内の平塚用水路越流対策工事及び藤原町地内の古田赤尾川取水口改良工事を行います。緊急自然災害防止対策事業債を活用します。
- 10 道路災害防止対策事業（建設課） 47,000 千円 P37
（緊急自然災害防止対策事業）
北勢町地内の市道山第 14 号線、市道山第 28 号線、市道阿第 7 号線及び市道阿第 95 号線、員弁町地内の市道矢田前田線並びに大安町地内の市道門前 4 区 37 号線の道路施設修繕工事を行います。緊急自然災害防止対策事業債を活用します。
- 11 災害対策本部事業（防災課） 4,700 千円 P39
（令和 8 年熊本地震職員派遣事業）
7 月 28 日に発生した地震により大きな被害を受けた熊本県宇城市への避難所支援や被害認定調査等の支援を実施します。今回の地震で最大震度 7 を観測した宇城市には、災害救助法が適用され、三重県が支援本部を設置しています。
- 12 公立小学校施設整備事業（教育総務課） 3,600 千円 P41
（小学校特別教室空調設備設置工事設計業務）
近年の猛暑や災害時の避難場所としての活用を見据え、治田小学校、十社小学校、山郷小学校及び員弁東小学校の特別教室へ空調設備を設置するための設計業務を行います。緊急防災・減災事業債を活用します。

- 13 部活動振興事業（学校教育課） 1,621 千円 P41
 （地域クラブ活動モデル事業）
 学校部活動の地域移行に向け、モデル事業3種目から11種目へ実施種目を拡大するため、大会参加旅費、備品の修繕費、吹奏楽部用の楽器購入などに要する経費を増額します。国及び県の地方スポーツ振興費補助金及び文化芸術振興費補助金を活用します。
- 14 社会教育施設整備事業（生涯学習課） 561 千円 P45
 （北勢市民会館自動扉修繕事業）
 不具合が発生している北勢市民会館正面入口の自動扉の修繕を行います。
- 15 財政調整基金等管理事務（財政課） 1,330,468 千円 P45
 （前年度決算剰余金の積立）
 地方財政法第7条の規定に基づき、前年度決算剰余金の1／2を財政調整基金に積み立てます。また、決算剰余金の一部を市債管理基金に積み立てます。
 財政調整基金積立金 722,130 千円
 市債管理基金積立金 591,838 千円
- 16 農業用施設災害復旧事業（農林整備課） 1,120 千円 P47
 （市単独農業用施設災害復旧事業（小規模））
 6月及び7月に発生した豪雨により被災した員弁町地内の市之原排水路、大安町地内の丹生川上北第一取水口、藤原町地内の川合取水ポンプ槽の復旧工事を行います。農業用施設災害復旧事業債を活用します。
- 17 農地災害復旧事業（農林整備課） 400 千円 P47
 （市単独農地災害復旧事業（小規模））
 昨年度の豪雨により被災した農地のうち、年度内に対応できなかった藤原町地内の篠立農地畦畔復旧工事を行います。